

0A Z

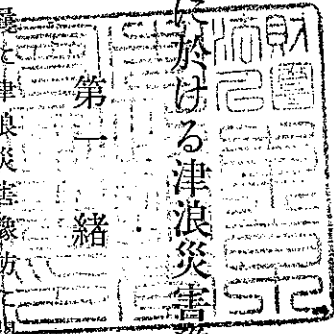
221

大都市に於ける津浪災害豫防に関する注意書

震災豫防評議會

(東京・神田・三番)

大都市に於ける津浪災害豫防に關する注意書



第一 緒 説

本會は曩に津浪災害豫防に關する注意書を編纂して之を公にせり。該書には浪災豫防の方法に關し各種の地形に應ずる場合を網羅しあるを以て繁華なる街衢に對するものも亦論及せられざるにあらず。然れども該書は主として三陸地方に適する様編まれたるが爲、東京大阪の如き臨海の大都市に於て廣漠たる街衢が僅かに海面を抜き、四近に避難所に充つべき臺地を缺くが如き地區を有する場合に於ては其の儘之を適用し難き憾みあり。但し斯る場處に對しても津浪の侵入を阻止し若くは其の勢力を滅殺せしむること必ずしも不可能とせず、又假令其の侵入を許しても家屋をして之に耐へしむる様築造すること其の方法なきにあらず、該書は一々之を盡して遺憾なきに似たれども之を實現せしむること頗る困難にして殆んど不可能とさへ斷ずるものあるに至れり。果して然らば浪災豫防に付き吾人の採り得べき對策は唯一を剩すあるのみ、他なし、人命を安全に保護す

ること是れなり。本注意書は浪災豫防に付き此の局限せられたる目的の爲に適當なる方法を説示せんとするものなり。

惟ふに津浪の襲來を一、二時間或は數十分前に察知して之れが警報を發し得るに至るも遠きにあらざるべし、然れども斯の如き警報は之に對する避難方法の用意せらるゝにあらざれば徒らに混亂を招き、其の効果を收め難かるべし、本注意書は斯の如き場合に於ける有效なる對策を提供するものなり。

## 第一 避難に關する施設

問題の地域内に施設すべき避難所、避難装置等次の如し。

(一) 小學校を完全なる耐浪建築とし、非常時に於ては同校生徒及び其の通學區域内の居住者の避難所に充つること。  
建築物の構造其の他は次に據ること。

(A) 構造は鐵筋コンクリート造とす。

(B) 三階建とし、屋上運動場を設く。

(C) 外側出入口には堅牢なる外開きの扉を設くること。

(D) 外部より直接二階以上に達する露出階段を設くること。

(二) 小學校以外の學校、公共建築物、倉庫等をも成るべく上記の如き耐浪建築とし、補助避難所とすること。

以上の外、次の諸方法をも併用するを可とす。

(三) 鐵道線路(市街電鐵を除く)を高架式とし、非常時に於ては避難機關として其の機能を十分に發揮し得る様施設すること。

線路は曾て其の場所に於て經驗したる津浪の水位以上の高さに設くること。

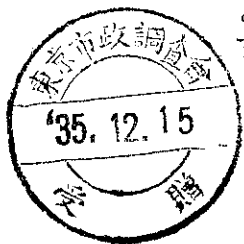
(四) 四近に避難道路を缺く場合に於ては高架式の市街電車線或は自動車道路を以て之を補ひ得る様施設すること。

(五) 地下鐵道或は地下道は出水に對して不利なること論を俟たず。此の事は嘗に津浪が暴威を奮ふべき區域に於てのみならず、浸水僅かに膝を没する程度に過ぎざるが如き場所に於ても亦然りとす。斯る場所に地下鐵道或は地下道を設けたるときは災害防止に付き十分なる考慮を拂ふこと。

### 第三 避難に關する訓練

避難に關する諸施設を有效ならしめんには平時に於て訓練を積み置くを必要とす若し訓練なきに於ては徒らに混亂を招き之れが爲却て災禍を大にする虞なしとせず宜しく訓練に關する組織を定め演習の場合に於ても細心の注意を拂ひ萬全を期すべきなり。

前節に於ける諸施設完備したる場合平時の演習或は非常時に於て最も雜鬧を起すは恐らくは小學校ならん各學校に於ては宜しく各階各室に付き避難人員割當等の計畫を立て演習に於ては漸次少數簡單なる場合より多數繁雜なる場合に進むが如き方法を取り混亂を未然に防ぐ様力むべきものとす。



昭和十年八月二十日印  
昭和十年八月廿五日發行

〔非賣品〕

著作權者 文部省震災豫防評議會

發行者 島 連太郎

印刷者 山岸 富士雄

印刷所 三 秀 舍

發行所

東京市神田區美土代町十六番地

三 秀 舍

振替東京二五七四七番